

## 教育長定例記者会見 会見録

日時：令和8年2月24日（火） 11時00分～

場所：教育委員室

### 発表項目

- ・「子どもアドボカシー」動画教材を活用した子どもが意見表明できる環境づくりに取り組みます
- ・県立みえ四葉ヶ咲中学校がコミュニティ・スクールになります

### 質疑事項

- ・「子どもアドボカシー」動画教材を活用した子どもが意見表明できる環境づくりに取り組みます
- ・県立みえ四葉ヶ咲中学校がコミュニティ・スクールになります
- ・三重県指定文化財の指定について
- ・「学校安全衛生委員会に関する請願」について
- ・規則の字句修正について

### 発表項目

- 「子どもアドボカシー」動画教材を活用した子どもが意見表明できる環境づくりに取り組みます

いきなり子どもアドボカシーという耳慣れない言葉が出ていますので、その意味から説明いたします。アドボカシーという言葉の語源はラテン語で「声を上げる」という意味です。子どもアドボカシーというのは、子どもの思いを聴き、必要に応じて、その声を届けるために支援することを言います。また、配付資料には、アドボケイトという言葉も出てきますけれども、これは子どもアドボカシーを実践する人のことです。資料の冒頭にありますように、三重県では令和7年4月に三重県子ども条例を改正しましたが、その基本理念の1つとして、子どもがその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが明記されています。この趣旨に基づきまして、三重県教育委員会では子どもアドボカシーを学ぶことができる、小学生、中高生、教職員向けの3種類の動画教材を作成いたしました。動画教材の内容については、資料の中段に4つの丸を付して記載しておりますように、まず子どもの権利条約の4つの原則について学びます。それから児童生徒は、自分や友人の思いを伝えることの大切さや、子どもアドボカシーについて学びます。教職員の方は、子どもの気持ちや意見の受け止め方、関わり方を学びます。あと、専門人材であります独立アドボケイトの活用の仕方などを学びます。動画の公開時期は、令和8年2月中で、三重県教育委員会のホームページで公開いたします。三重県の子どもや保護者、学校関係者だけではなく、どなたでも視聴できるものとなっています。今後の活用の仕方ですけれども、教職員向けに関しては、

生徒指導担当者が集まる会議において、この動画教材を活用した研修を実施するなど、子どもが意見表明できる環境づくりをしっかりと進めていく予定です。それから児童生徒用の動画なのですが、これは社会科の授業で権利について学習する際や、道徳教育や特別活動でいじめや虐待などで悩んだときに相談する力について学ぶ際などに活用してまいります。なお、1点補足しますが、この動画を作ることになったそもそものきっかけは、県立高校においていじめの重大事案がありまして、それを調査した三重県いじめ調査委員会からの提言に、「いじめを含む子ども同士の関係性の問題においては、子ども自身が自分の感覚・思考を的確に表現できないケースもあるため、子どもアドボケイトが必要である」との内容が含まれていたことです。このことを受けて、私どもは再発防止策の1つとして、今回の取組を進めることとした次第ですので、念のために申し添えます。

それではこの動画教材の告知動画を作りましたので、ここでご覧いただきます。

### ○県立みえ四葉ヶ咲中学校がコミュニティ・スクールになります

コミュニティ・スクールというのは、保護者や地域住民等で構成される学校運営協議会を学校に設置いたしまして、地域とともにある学校づくりを進める仕組みのことです。要はこの学校運営協議会をとおして、学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていこうとするものです。この度、多様な生徒が通う県立みえ四葉ヶ咲中学校の学校教育活動を充実させるため、県教育委員会は、県立みえ四葉ヶ咲中学校に学校運営協議会を設置しまして、コミュニティ・スクールとして指定することといたしました。コミュニティ・スクールとしてスタートするのは、令和8年4月1日です。学校が多様な地域人材と連携することで、教育活動を充実させていくことを主なねらいとしています。なお、県内のコミュニティ・スクールの設置状況を申し上げますと、現在のところ県立学校では、70校中4校がコミュニティ・スクールとなっています。高校4校がコミュニティ・スクールです。今回が5校目になるように思われますが、その4校のうちの1校は南伊勢高校南勢校舎でございまして、今年3月31日で閉校となりますので、このみえ四葉ヶ咲中学校が加わって、来年度も4校が維持されるということになります。あと、市町立の小中学校ではコミュニティ・スクールは結構進んでおりまして、今、県内の公立小中学校は77.3%がすでにコミュニティ・スクールとなっている状況でございます。

### 発表項目に関する質疑

#### ○「子どもアドボカシー」動画教材を活用した子どもが意見表明できる環境づくりに取り組みます

(質) 動画作成のきっかけは、いじめ重大事態を調査した委員からアドボカシーの提言があったと。

(答) そうです。

- (質) 三重県子ども条例の改正についても言及されていますね。きっかけはどちらですか。
- (答) 両方なのですけれども、時期的には、いじめ調査委員会からの提言の方が先です。
- (質) 子ども条例に、「子どもは、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される」と明記されたのは、そのいじめ重大事態を調査した委員の方の意見が反映されたというわけではないのですか。
- (答) 違います。そもそも、子どもの条例の中で意見を表明する権利が重視されて、盛り込まれています。
- (質) 委員からの提言はいつ頃だったのですか。子ども条例改正と同じ時期ですか。
- (答) 令和6年5月頃です。提言の方が先です。
- (質) 子どもアドボカシーに関する動画を作成するのは初めてですか。
- (答) そうです。動画は初めてです。
- (質) これまで、パンフレット等を作っていたのですか。
- (答) 令和6年度に、教職員が子どもアドボカシーについて理解を深められるように、子どもアドボケイトのリーフレット、それから補足資料を作成し、全ての公立学校に提供しています。
- (質) 動画を作成した際には、どなたからかご意見伺うなどは。
- (答 生徒指導課) 桑名市にあります、一般社団法人子どもアドボカシーセンターMIEの、志治優美さんに監修いただいています。
- (質) どのような立場の方ですか。
- (答 生徒指導課) 代表のうちの一人です。
- (質) どういうことに携わってきた方で、どういう知見をお持ちの方ですか。
- (答 生徒指導課) 三重県子ども条例の委員の一人です。子どもアドボケイトの養成講座もされている有識者です。
- (質) 今ご紹介いただいた動画は、あくまで動画について紹介する告知動画とのことですが、動画自体の中身はどのようなものですか。
- (答) 20分ぐらいの動画で、子ども向けは、子どもの権利や独立アドボケイト等の活用、意見を表明することの大切さを学べるものになっています。教職員向けは、子どもの意見をきちんと聴くことの大切さがわかる動画になっています。
- (質) 教育長として、作成した意義や感想はどうですか。
- (答) 子どもに関しては、意見を表明することが重要だということがわかるようになっていきます。もし何らかのしがらみがあって自分の意見が表明できないときには、独立アドボケイトという仕組みがあって、それを活用して自分の意見を述べることができると説明されています。教員に関しては、子どもが、なかなか意見を述べられない場合に、しっかり耳を傾ける必要があることがわかる動画になっています。今後、居心地のいい学校を作っていくためには意味があるものだと思います。
- (質) 動画を見ればある程度わかるのだろうけれども、例えばどういうことに関する意見を

想定しているのですか。

(答) 例えば、子ども同士のいさかいがあった場合です。AさんがBさんに少し注意をしたら、Bさんが学校を休んでしまった。家でBさんが保護者に話したら、Bさんの保護者が学校に文句を言ってきた。AさんはBさんが悪いと思ったから注意したのに、Aさんは先生から怒られるような羽目になった。Aさんは、本当はBさんに問題があったということ言いたいわけでも、学校側がそれを聴かないような状況になることがある。こうした際に、学校はしっかりとAさんの意見を聴くことを心がけようというような事例を想定しています。

(答 生徒指導課) 子ども同士でも、アドボケイトになれます。例えば、先生にこんなことを言われたけど、私は実際こう思っていたのだということを友達に話す。これを受けて、一緒に先生に言いに行こうと言える友達の行動もアドボカシーになります。意見をきちんと大人に伝えることが大事になります。

(答) 児童相談所の児童虐待のケースでも、子どもが辛い思いを表明していくということがなかなかできないときに、アドボケイトの力を借りて、意見表明するということは以前からよく言われています。

(質) 学校で、理不尽と思うような対応があった場合を想定しているのでしょうか。

(答) そうですね。自分があまり意見を言えないがために、理不尽な状況に陥ってしまうようなときに、しっかりと子どもの意見を聴いてあげるような環境を作っていくということで考えています。

(質) 公開時期が2月中と書いてありますが、決まっていれば教えてください。

(答 生徒指導課) 2月27日です。

(質) 独立アドボケイトというのは、子どもアドボカシーセンターM I E以外に具体的にはどんな方がいますか。

(答 生徒指導課) 独立アドボケイトというのは、子どもの意見を引き出したり、寄り添って聴いたりするスキルを持った方のことを言います。その講習を受けた方が、アドボケイトという認定を受けて、要請があれば、子どものところに行って話を聴くということです。実はスクールカウンセラーの中にもアドボケイトの資格を持った方がいて、学校に行って、先生には言えないけれど、アドボケイトがお話を聴かせていただくこともあります。

(答) 令和7年度中に任用しているスクールカウンセラーのうち4名がアドボケイト養成講座を修了しています。それからスクールソーシャルワーカーのうち7名がこの養成講座を修了して、三重県が任用しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのうち合わせて11名がその資格を持っているということをごちやでも把握しています。

(答 生徒指導課) 他には子どもアドボカシーセンターM I Eに所属するアドボケイトもいるので、そちらに依頼してもアドボケイトは派遣されると聞いています。

(質) 子どもがこの動画を見て、実際困ったという場合にどこに相談すればいいのだろうとなと思うのですが、その場合はどういうふうにつながますか。

(答 生徒指導課) 教員用の動画の方に、そういった子どものアドボカシーを尊重する、それからアドボケイトという人がいるということも紹介されております。また、学校から我々の方に相談があったときは、スクールカウンセラーで資格を持っている方を派遣することになると思いますし、また困った場合は、子どもアドボカシーセンターMIEの方にこちらから相談することもあると思います。

(答) 具体的に、子どもがそういう人を呼んでくれと表明するか、教員側がそういう人が必要ではないですかということに気付いて呼ぶか、そういうことになろうかと思います。今回の動画の中にもアドボケイトを呼ぶというような部分が出てきますので、そういう形で、こういう人がいる、活用できるということを浸透させていくのかなと思います。実際にアドボケイト養成講座を受講したスクールソーシャルワーカーを派遣した事例もありますので、今後ともしっかりと周知していきたいと思います。

(質) アドボカシーに関しては、児童、生徒、教職員それぞれ大事だと思いますけれど、保護者に対してはいかがですか。保護者向けはどの動画を見ればいいですか。

(答 生徒指導課) 教職員向けの動画は大人の視点の動画となっています。また、パンフレットを別に作ってあって、それをメール配信等で、送付をさせていただくことはできると考えております。

(答) 教職員向けの動画は保護者のことも出ていて、大人の立場に立ったアドボカシーへの関わり方になっていますので、見ていただくのは非常に有効だと思います。

(答 生徒指導課) カラー刷りのパンフレットも用意しており、保護者の皆様へというものも作っております。メールで保護者の方に直接学校から送付ができますので、活用したいと考えています。

(質) この児童生徒向け動画はネット上で公開となりますが、学校の授業やホームルームで視聴する場は設けるのでしょうか。

(答) 例えば、社会の授業で権利について学ぶときや道徳の授業、特別活動の中で、意見表明することの大切さを学んでいくということになります。

#### ○県立みえ四葉ヶ咲中学校がコミュニティ・スクールになります

(質) コミュニティ・スクールの指定について、これは指定という言い方でいいのですか。

(答) そうですね。今日の教育委員会定例会で指定の議案を可決しました。

(質) コミュニティ・スクールに指定されたという表現でいいのですか。

(答) 三重県教育委員会が指定します。

(質) 規則や要綱、条例、法律に基づいてというようなものではないのですか。

(答) 法令に基づいています。

(質) 根拠法令があるのですか。

(答 小中学校教育課) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、設置に関しては努力義務となっていて、各自治体が積極的に設置していこうと文部科学省の方で決めているところがございます。

(質) 本来は、全ての地域や学校で努力義務に相当するのですか。

(答) そうです。

(質) なかなか全てではできないという事情があるというわけですか。

(答) 県立高校で三重県がなかなか進んでいないのは、県立高校にとっての地域は広いので進みにくかったというのがあります。これからは、県立高校の方でも、もっとしっかりとコミュニティ・スクールを作っていこうという動きは我々もしていくつもりですので、進んでいくと思います。

(質) その中でみえ四葉ヶ咲中学校に率先して学校運営協議会を設置するように選んだ理由はいかがですか。

(答) 今日の資料にも書いてありますが、経緯があって、みえ四葉ヶ咲中学校は多様な生徒が通う中学校なので、すでに地域の方々がたくさん入っていただいています。すでにコミュニティ・スクールさながらの状況になっており、しっかり正式に仕組みとして整えて、学校運営協議会を設置して、コミュニティ・スクールとして運営していこうというものです。学校からコミュニティ・スクールになりたいと申し出てこられました。

(質) 多様な生徒が通うから地域が協力してとありますが、多様でなかったとしても地域との関わりは一定重要なのかなと思いますが、結果的に地域が入ってということになった理由というのは、いかがですか。

(答) 夜間中学や学びの多様化学校というのは、広く情報発信をされて、他の学校で馴染めなかった生徒、或いは、学ぶ機会を奪われた生徒が学んでいるということから、協力したいという方が多く現れたということになるのではないかと思います。

(質) 具体的にどういう形で地域との関わりや協力が生まれているのか、目立ったものを挙げていただくといかがですか。

(答) この間、私が見に行ったときは調理実習をやっていたので、頭に残っているのですが、食材を無償提供していただいたと言っていましたし、さまざまところから協力をいただいているというのがわかりました。音楽活動にも協力いただいているようで、この間は岡山県の夜間中学とオンラインで連携して、文化祭を行ったことが、新聞で報道されたかと思います。

(質) 学校運営協議会の設置によって、具体的な取組や催しで想定していることはありますか。

(答 小中学校教育課) 今の段階では、必ずこれをやりますということではないのですが、例えば、医療関係の方にも入っていただいたり、農業体験をメインにしなが、子どもたちの学びを深めていただいたり、体験活動を中心に進めていきたいと考えています。

- (答) みえ四葉ヶ咲中学校のホームページにも掲載されているのですが、サマーキャンプや絵本の音楽会、学校医による睡眠講座等いろいろしているということです。
- (質) 指定の更新や見直しはないのですか。
- (答) 委員さんの任期は、2年です。コミュニティ・スクールに期間はありません。
- (質) 委員は何名ですか。
- (答) この学校は15名としています。
- (質) 委員は近隣の方ですか。
- (答) 規則で決まっており、保護者、地域住民、対象地域の校長、教職員、有識者、関係行政機関、社会教育法に規定する地域学校協働活動推進員等を規定しています。
- (質) みえ四葉ヶ咲中学校には、PTAはあるのですか。
- (答 小中学校教育課) ありません。
- (質) 今後、PTAを設けていくというわけでもないのですか。
- (答 小中学校教育課) 今のところは設置の予定はないと聞いています。
- (質) すでに県内に南伊勢高校南勢校舎を含めて4校とのことですが、他の高校はどこですか。
- (答) 白山高校、飯南高校、紀南高校です。
- (質) 熊野青藍高校ではなくて。
- (答) 熊野青藍高校は今1年生だけであり、2年生3年生は木本高校と紀南高校がまだ残っています。その2年生3年生の紀南高校の部分がコミュニティ・スクールです。今後、熊野青藍高校全体に広がればと、我々は考えているのですけれど、まだ正式にはそうなっていないです。
- (質) それに、みえ四葉ヶ咲中学校を含めて、4月からは4校になるのですか。
- (答) そうです。県立では、差し引き1校ずつで4校のままということになります。
- (質) 体験学習を行う意義というのを改めて教えていただいてもいいですか。
- (答) さまざまな学習を進めているのですけれども、座学で勉強するだけではなくて、調理、音楽、交流学习、防災等、さまざまな体験をして学ぶということが非常に重要だと思います。その面を地域との協働で補っていくということだと考えます。
- (質) 体験で学ぶのが重要ということですか。
- (答) 要は、実際に知識を定着させたり、いろんな経験のもとで学んだりという部分は大切ですので、そういう部分を行っていくことになろうかと思えます。
- (質) 学校運営協議会を設置すると、補助金がでる等、制度のうえでいいことがあるのですか。
- (答 小中学校教育課) 学校運営協議会の設置にかかわらず、今後計画のあるところは、運営に関わって、補助金が国から出ております。現時点でコミュニティ・スクールではなくても、今後設置する予定があれば、補助金を受けられる仕組みはあります。
- (質) 体験活動がより行いやすくなるような、制度的なプラス要素があったりしますか。

(答) 学校運営協議会が開催されて、そこで地域の意見をしっかりと聴く場が設けられますので、設置されていないときと比べると、地域が学校に対して、正式な場で意見を言いやすくなるという部分があるかと思います。よりしっかりと形づくり、仕組みづくりをしたという感じだと思います。

### その他の項目に関する質疑

#### ○ 三重県指定文化財の指定について

(質) 定例会の指定文化財の指定について、すでに公表済みでしたか。

(答) はい、すでに各紙にも5件答申されたということが掲載されています。

(質) 今日の定例会では何が決められたのですか。指定前に発表していたことが、今日をもって決定したということですか。

(答) 発表していたのは、三重県文化財保護審議会の答申が出たというものです。今日をもって、三重県指定文化財に指定しました。

(質) 正式に今日、県教委として指定したということですね。

(答) そのとおりです。

#### ○ 「学校安全衛生委員会に関する請願」について

(質) 学校安全委員の請願について、使用者が労働者の過半数代表の選出に関与しないようにすることという要旨で、これについて採択といたしたいとのことですが、逆に言えば、使用者が労働者の過半数代表を選出に関与しているというケースが実際にあったわけではないですよね。

(答) 実際にあったわけではないです。もともとそのようになっており、請願内容は正しいので、しっかりとその旨を周知しますという意味での採択です。

(質) 何か具体的な事案があって、課題認識として採択されたわけではないということですね。

(答) そのとおりです。

#### ○ 規則の字句修正について

(質) 終了後の報告事項の中に、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の字句訂正とありますが、これはどういったことですか。

(答 福利・給与課) 水産高校の実習船に乗る職員に対する特殊勤務手当の支給についてです。当初の規則改正では、船員と生徒を指導する教員を対象にする予定でしたが、規則改正の文言では教員を対象に含めることができないということで、修正させていただきました。

(質) これは規則改正後に、疑念が生じたわけですか。

(答 福利・給与課) 支給の確認をしている中で、教員が含まれないのではないかという疑

義が生じまして、確認をしたところ、この規定の仕方では教員を対象に含められないということですので。

(質) 当初は教員も含める想定で改正したのに、改正後の文言ではそのようには読めなかったということですね。それによって、例えば本来支払おうと思っていたはずの手当が、支払えなかったなど、何か影響が出ていたのでしょうか。

(答 福利・給与課) 1月1日から支給するという改正をしたのですけれども、1月にさかのぼって訂正しますので、支給ができないということにはなりません。実質的な問題は生じていません。

(質) さかのぼって訂正するという点ですが、やはり当初の改正のときに確認しておくべきだったということですよ。

(答) はい、おっしゃるとおりです。もう一度、我々も確認しますが、正式手続きが必要であればしっかりと対応したいと思います。

(質) 規則ですから、特段議会の承認が必要ということはないですよ。

(答) はい、教育委員会定例会で、きちんと確認できればいいということになります。

(質) 近く開催される定例会で、さらなる修正が図られるということですね。

(答) 字句修正ということで進めているのですけれども、ご指摘をいただきましたので、手続きについて確認します。

以上、11時39分終了